

児童相談所一時保護所担当心理士の役割に関する調査研究

大島 剛* 安部 計彦** 高木 裕子***

The role of a psychologist who works in the Japanese shelter for children

Tsuyoshi OSHIMA Kazuhiko ABE Yuko TAKAGI

要 旨

全国児童相談所の一時保護所担当心理士（以下一保心理士）の配置や役割の現状および、児童心理司が一保心理士の役割についてどのように考えているか、について調査検討を行った。自由記述を含む質問紙調査を行い、回答のあった122ヶ所の児童心理司、43ヶ所の一保心理士の結果を分析した。一保心理士は回答のあった75ヶ所中43ヶ所（57.3%）に配置され、うち女性31名（73.8%）、平均年齢28.07歳、平均経験年数1年10ヶ月、36ヶ所（83.7%）で1人配置、非常勤37名（88.1%）、週平均3.52日、1日平均6.56時間、有資格19名（44.2%）、うち心理系資格13名（30.2%）であった。一保心理士の役割や業務はまだ明確に確立されていないが、「ア. 一時保護所内の心理的業務（対子ども）」「イ. 一時保護所内の心理的業務（対職員）」「ウ. 一時保護所内の一般的業務」「エ. 児童相談所の心理的業務」「オ. 児童相談所の一般的業務」の5つの内容に分類して、児童心理司が考える理想と一保心理士の実際の状況のギャップを検討した。アとウが多く大筋では傾向は似ているが、一保心理士はより一時保護所内の直接的な業務にどっぷりと使っている傾向が見られた。一保心理士は非常に経験が浅い若手を中心であり、目の前の業務に追われているため、児童心理司ほど児童相談所の中の位置づけやその役割を十分に認識できにくい状況にあることも推測される。自由記述から、長いスパンで個別ケースの「これまでとこれから」を見ていく児童心理司と、集団の中の個として「今ここで」を大切に見ていく一保心理士の役割の違いが鮮明になった。

キーワード：児童相談所 一時保護所 一時保護所担当心理士 児童心理司 児童虐待 心理的業務

問題および目的

増え続ける虐待を受けた子どもの処遇には全国196ヶ所の児童相談所、117ヶ所の一時保護所（平成19年10月1日現在）が重要な役割を果たしている。特に児童相談所に併設されている一時保護所

は、男女を問わず幼児から17歳のさまざまな問題を呈する児童が、一時的に一緒に生活する特殊な空間である。虐待を受けた子どもなどの緊急保護、適切な援助方針を定めるための行動観察、心理療法や生活指導等の短期入所指導が行われる場所で

*（神戸親和女子大学） **（西南学院大学） ***（福岡県保健福祉部）

あり（児童相談所援助指針検討委員会, 2005），長期的な生活場面を想定する児童養護施設や児童自立支援施設，情緒障害児短期治療施設とは異なった特色を持つと考えられる。

従来一時保護中の子どもたちに対して，行動診断を児童指導員や保育士などの一時保護所の直接処遇職員が行っており，心理診断は児童相談所の児童心理司が行っていた。しかし，平成12年に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」を受けて，平成13年度から始まった一時保護児童処遇促進事業により一時保護所に心理職員が配置されることとなり（厚生労働省雇用均等・児童家庭局, 2001），児童相談所の児童心理司とともに，一時保護された子どもたちへの心理的アプローチの重要性が認識されてきている。

しかし，この一時保護所に関する研究は，全体として日本子ども家庭総合研究所（高橋ら, 2002, 高橋ら, 2003），平成16年度全国児童相談所長会の実態調査がある程度である。また，一時保護された子どもに対する心理職員のかかわりに関するもの，心理職員による虐待を受けた子どものアセスメントの状況（大島, 2006），虐待を受けた子どもに対する親の面会の判断基準に関するもの（大島ら, 2006），虐待を受けた子どもの心理診断のための半構造化面接法に関する研究（犬塚, 2005）をのぞけばほとんど見当たらない状況である。この領域は，まだ十分な研究がなされていない領域であり，虐待対応の視点からも研究の積み重ねが急務である。

本研究は，平成17年度の一時保護所の実態調査を踏まえた対応策の検討に関する研究（安部, 2006）の分担として行われた，一時保護所の心理職のかかわりに関する研究（大島ら, 2007）を継続して，特に一時保護所に配属された心理職員（一時保護所担当心理士：以下一保心理士と略す）を対象に、より詳細な実態調査および検討を目的としている。平成17年度の調査では，児童心理司はある一定の高い水準で，保護された子どもたちに対する心理アセスメントおよび心理面接や治療を行っていることがわかったが，一保心理士は待

遇や業務に関しても一時保護所間格差が存在し，業務内容にも幅があることが判明した。このため，まだ配置されて歴史の浅いこの一保心理士の業務について焦点化し，業務の内容を概括し，ガイドラインの策定に向けた考察を行っていくこととしている。ただし，今回は単なる一保心理士の業務の実態調査に終わらないために，一保心理士が配置されるまでは児童相談所の唯一の心理職であった児童心理司の視点からみた望ましい業務と，一保心理士の実際の業務を比較検討すること，また択一式の質問以外に自由記述欄を設けてその回答を質的に分析することに力点をおいている。

方法

1. 対象および時期

平成18年7月に，全国191ヶ所の児童相談所および113ヶ所の一時保護所に質問紙を郵送で送付し，回答のあった122ヶ所（63.9%）の児童相談所および75ヶ所（66.4%）の一時保護所の結果の中から心理職のかかわりに関して分析を行った。

2. 手続きおよび質問内容，分析方法

送付した質問紙は調査票Ⅰと調査票Ⅱに分けられ，他の質問内容と並行して一保心理士に関する質問内容について回答を依頼した。調査票Ⅰは，児童相談所に対して送付し，児童心理司に回答を依頼，調査票Ⅱは一時保護所に送付し，一保心理士に回答を依頼した。

調査票Ⅰでは児童相談所の児童心理司が一保心理士に望む業務について，調査票Ⅱでは一保心理士の実際の業務について {いつもする，時々する，まれにする，しない} の4択の質問項目20項目，各業務の全体に占める割合を問う質問，一保心理士の業務等に関する自由な回答を含む質問を聴取し，分析を行った。また，業務に関しては，ア. 一時保護所内の心理的業務（対子ども），イ. 一時保護所内の心理的業務（対職員），ウ. 一時保護所内の一般的業務，エ. 児童相談所の心理的業務，オ. 児童相談所の一般的業務，カ. その他の業務に分類した。また上記の対応する同じ質問項目に対して，児童心理司と一保心理士の回答の違

いを比較し分析を行った。そのほかに一部の質問項目に関して、一時保護所の規模（大<19ヶ所>：年間1日平均保護人数14人以上、中<21ヶ所>：同7人以上、小<35ヶ所>：同7人未満）との関係も分析した。

結果および考察

1. 一保心理士の配置について

回答のあった一時保護所75ヶ所では、43ヶ所(57.3%)が一保心理士を配置しており、大島ら(2007)の調査(64.8%)に近い比率であった。全国では6割前後の児童相談所一時保護所で一保心理士が配置されていると推測される。

これらの43名の一保心理士は、男11名(26.2%)、女31名(73.8%)、不明1名であり、平均年齢28.07歳、平均経験年数1年10ヶ月となっている。一時保護所併設の児童相談所においては、大：1年10.9ヶ月、中：2年0.2ヶ月、小：1年9.5ヶ月であった。また、表1に規模別の経験年数の度数分布を示した。若干中規模の経験年数が多い傾向はあるが、いずれにしても経験年数2年未満が約6割を占めており、まだ配置された歴史が浅いとはいえ、年齢と相まって経験年数が少ない若手を中心であることがうかがえる。また、36ヶ所(83.7%)で1人配置となっている。

勤務形態は、常勤4名(9.5%)、非常勤37名(88.1%)、不明1名でほとんどが非常勤である。非常勤の場合は週平均3.52日(大：3.33日、中：4.02日、小：3.23日)であり、1日平均6.56時間(大：6.73時間、中：5.85時間、小：6.98時間)勤務となっている。中規模は週平均日数が若干多い分1日平均時間は他より短くなっている。

一時保護所に関する業務以外を16名(38.1%)が行っており、内容は主に療育手帳判定、巡回相

談、在宅児童及び保護者のカウンセリングであった。特に児童相談所の職員数が少ないと考えられる小規模一時保護所の一保心理士がこのような業務を行っているわけではなく、比較的大規模な児相でも同様に行っている実態があり、各児相の個別的な事情によるものが多いと考えられる。

表2に示したように、何らかの資格を持っているものは19名(44.2%)であり、半数以上が無資格である。この中で心理系の資格は13名(30.3%)にすぎない。ただし学歴を聴取していないので、心理系大学院修了者であっても、資格取得前の若手心理臨床家が混じっている可能性も考えられる。本来はかなりの応用や臨床経験が必要な職種と考えられるのであるが、この点から考えても全般的に力量、経験不足の状況といわざるを得ない。

表2 一保心理士の有する資格

(単位：人)

臨床心理士	6 (14.0%)
認定心理士	7 (16.3%)
教員免許	4 (9.3%)
社会福祉士	1 (2.3%)
その他	1 (2.3%)
資格なし	24 (55.8%)

2. 一保心理士の業務について

今回の調査では一保心理士の現状調査ではないため、児童心理司が望ましいと思われる一保心理士の業務と実際に一保心理士が行っている業務の差異を分析した。これらの結果を表3a、表3bに示した。

ア. 一時保護所内の心理的業務(対子ども)〈質問項目(1)～(4)〉

入所している子どもに「心理検査等を用いた心理診断」以外の「構造化された心理面接」「生活場面の心理的かかわり」「心理的業務の報告書作

表1 一保心理士の配置と経験年数

(単位：人)

	配置なし	1年未満	1～2未満	2～3未満	3～5未満	5年以上	計
大規模	3	7	2	4	2	1	19(25.3%)
中規模	9	1	7	2	1	1	21(28.0%)
小規模	20	6	3	2	4	0	35(46.7%)
	32(42.7%)	14(32.5%)	12(27.9%)	8(18.6%)	7(16.3%)	2(4.7%)	75(100%)

表3a 児童心理司から見た望ましい一保心理士のかかわりと実際の一保心理士のかかわり

質問項目	児童心理司から見た一保心理士 (単位:人)					一保心理士 (単位:人)					χ^2
	番号	いつも (%)	時々 (%)	まれ (%)	しない (%)	合計	いつも (%)	時々 (%)	まれ (%)	しない (%)	合計
(1)	19 (17.9)	35 (33.0)	21 (19.8)	31 (29.2)	106	6 (14.3)	11 (26.2)	5 (11.9)	20 (47.6)	42	4.704
(2)	16 (15.1)	51 (48.1)	14 (13.2)	25 (23.6)	106	6 (14.6)	6 (14.6)	6 (14.6)	23 (56.1)	41	18.165 ***
(3)	55 (51.9)	33 (31.1)	10 (9.4)	8 (7.5)	106	12 (29.3)	12 (29.3)	9 (22.0)	8 (19.5)	41	10.825 *
(4)	86 (82.7)	10 (9.6)	3 (2.9)	5 (4.8)	104	20 (47.6)	4 (9.5)	5 (11.9)	13 (31.0)	42	26.099 ***
(5)	57 (53.8)	40 (37.7)	5 (4.7)	4 (3.8)	106	11 (26.2)	13 (31.0)	8 (19.0)	10 (23.8)	42	25.167 ***
(6)	39 (36.8)	36 (34.0)	14 (13.2)	17 (16.0)	106	4 (9.5)	10 (23.8)	8 (19.0)	20 (47.6)	42	21.387 ***
(7)	42 (40.4)	49 (47.1)	8 (7.7)	5 (4.8)	104	6 (14.3)	6 (14.3)	16 (38.1)	14 (33.3)	42	50.288 ***
(8)	4 (3.9)	16 (15.7)	17 (16.7)	65 (63.7)	102	0	1 (2.4)	2 (4.8)	39 (92.9)	42	12.800 **
(9)	83 (79.0)	12 (11.4)	6 (5.7)	4 (3.8)	105	29 (69.0)	5 (11.9)	3 (7.1)	5 (11.9)	42	3.711
(10)	5 (4.8)	18 (17.3)	14 (13.5)	67 (64.4)	104	2 (4.9)	0	0	39 (95.1)	41	16.407 **
(11) ア	13 (12.7)	30 (29.4)	22 (21.6)	37 (36.3)	102	20 (46.5)	5 (11.6)	9 (20.9)	9 (20.9)	43	21.368 ***
(11) イ	14 (13.6)	40 (38.8)	27 (26.2)	22 (21.4)	103	19 (45.2)	7 (16.7)	9 (21.4)	7 (16.7)	42	18.255 ***
(11) ウ	12 (11.8)	24 (23.5)	21 (20.6)	45 (44.1)	102	3 (7.0)	6 (14.0)	8 (18.6)	26 (60.5)	43	3.721
(11) エ	13 (12.7)	24 (23.5)	18 (17.6)	47 (46.1)	102	9 (20.9)	9 (20.9)	8 (18.6)	17 (39.5)	43	1.734
(11) オ	10 (10.0)	19 (19.0)	20 (20.0)	51 (51.0)	100	6 (14.0)	5 (11.6)	8 (18.6)	24 (55.8)	43	1.557
(11) カ	8 (7.8)	28 (27.5)	35 (34.3)	31 (30.4)	102	0	4 (9.5)	11 (26.2)	27 (64.3)	42	16.696 **
(11) キ	16 (15.7)	33 (32.4)	27 (26.5)	26 (25.5)	102	20 (46.5)	12 (27.9)	5 (11.6)	6 (14.0)	43	16.613 **
(11) ク	26 (25.2)	43 (41.7)	21 (20.4)	13 (12.6)	103	25 (59.5)	7 (16.7)	3 (7.1)	7 (16.7)	42	18.927 ***
(11) ケ	17 (16.5)	33 (32.0)	18 (17.5)	35 (34.0)	103	4 (9.5)	2 (4.8)	5 (11.9)	31 (73.8)	42	21.182 ***
(11) コ	22 (22.0)	31 (31.0)	24 (24.0)	23 (23.0)	100	3 (7.0)	4 (9.3)	11 (25.6)	25 (58.1)	43	20.758 ***
(11) サ	3 (9.4)	6 (18.8)	7 (21.9)	16 (50.0)	32	1 (14.3)	2 (28.6)	0 (57.1)	4 (57.1)	7	0.350
(12)	7 (6.7)	20 (19.2)	36 (34.6)	41 (39.4)	104	6 (14.0)	9 (20.9)	2 (4.7)	26 (60.5)	43	15.361 **
(13)	3 (3.1)	20 (20.6)	37 (38.1)	37 (38.1)	97	1 (2.4)	5 (11.9)	7 (16.7)	29 (69.0)	42	11.455
(14)	51 (49.5)	35 (34.0)	13 (12.6)	4 (3.9)	103	7 (17.1)	11 (26.8)	12 (29.3)	11 (26.8)	41	27.636 ***
(15)	63 (60.6)	32 (30.8)	7 (6.7)	2 (1.9)	104	10 (23.8)	11 (26.2)	7 (16.7)	14 (33.3)	42	38.316 ***
(16)	53 (51.0)	41 (39.4)	9 (8.7)	1 (1.0)	104	11 (26.2)	10 (23.8)	9 (21.4)	12 (28.6)	42	35.849 ***
(17)	53 (50.5)	31 (29.5)	13 (12.4)	8 (7.6)	105	14 (32.6)	2 (4.7)	6 (14.0)	21 (48.8)	43	37.137 ***
(18)	29 (27.6)	42 (40.0)	22 (21.0)	12 (11.4)	105	8 (19.0)	7 (16.7)	11 (26.2)	16 (38.1)	42	17.342 **
(19)	31 (29.5)	43 (41.0)	21 (20.0)	10 (9.5)	105	6 (14.3)	5 (11.9)	11 (26.2)	20 (47.6)	42	32.381 ***
(20)	5 (5.0)	19 (18.8)	22 (21.8)	55 (54.5)	101	1 (2.4)	1 (2.4)	7 (16.7)	33 (78.6)	42	9.379 *

* p < .05, ** p < .01, *** p < .001

表3b 表3aの質問項目

- (1) 入所中の子どもたちに心理検査等を用いた心理診断をする。
 (2) 入所中の子どもたちに構造化された心理面接（心理療法）をする。
 (3) 入所中の子どもたちに生活場面において心理的な面接（関わり）をする。
 (4) このような心理的業務についての報告書は作成する。
 (5) 一時保護所職員に対して子どもの行動分析結果などを説明する。
 (6) 一時保護所職員に対して児童心理司の診断結果を解説する。
 (7) 一時保護所職員に対して子どもの関わり方や問題行動の対処の仕方を助言する。
 (8) 一時保護所職員に対してカウンセリングなどを行う。
 (9) 一時保護所内の会議には参加する。
 (10) 一時保護所の宿直・夜勤をする。
 (11) 以下の直接処遇の業務についてどの程度するのがいいか。
 ア 掃除指導
 イ 幼児の保育
 ウ 風呂指導
 エ 食事の準備等
 オ 洗濯
 カ 通院付き添い
 キ 学習指導
 ク 行事手伝い
 ケ 日記指導
 コ 入退所の付き添いや説明
 サ その他（ ）
 (12) 一時保護所で心理関係の報告書以外の書類を作成する。
 (13) 一時保護所に関する業務で本来児童心理司がすべきと思われる業務を肩代わりする。
 (14) 児童心理司と一時保護所を結びつけるような連絡調整・情報提供をする。
 (15) 児童心理司と役割分担・連携をとって子どものさまざまな処遇にあたる。
 (16) 児童心理司と合同のカンファレンスや研修をする。
 (17) 援助方針会議に参加する。
 (18) 児童福祉司と一時保護所を結びつけるような連絡調整をする。
 (19) 児童福祉司と役割分担・連携をとって子どもの処遇にあたる。
 (20) その他一時保護所職員の代表として児相業務に携わる。

成」に χ^2 検定による統計的な有意差が認められた。心理検査に関しては児童心理司においても、するほうが望ましいか否かで意見が分かれるが、構造化された心理面接では時々行なうことが望ましく（48.1%）、生活場面における心理的なかかわり（51.9%）や心理的業務の報告書作成（82.7%）は当然とする意見が多い。しかし、一保心理士は実際にはこれらの業務を行っていなかったり、頻度の低い人数が多くなり、このような活動をしっかり行なう人数が少ないことがうかがえる。力量の問題か、待遇など職場の問題か詳細は不明であるが、改善されるべきことと考えられる。

大島ら（2007）の調査では「心理診断をする（49.1%）」「継続的心理面接をする（36.8%）」「生活場面面接をする（73.7%）」となっており、今回の同様の項目で「いつも」「時々」行ってい

る人数を足して比較すると前よりも若干少なくなっている、「まれにする」の人数を加えるとやっと同様な状況となる。

イ. 一時保護所内の心理的業務（対職員）〈質問項目（5）～（8）〉

一時保護所の職員に対して「行動分析結果の説明」「児童心理司の診断結果の解説」「かかわり方や問題行動の対処への助言」「職員へのカウンセリング」のすべてに関して統計的な有意差が認められ、行わない一保心理士の比率が高く、児童心理司が望ましいと思うほどには一保心理士は活動していないことが示された。カウンセリングに関しては児童心理司もそれほど期待はしていない状態だが、実際はほとんど（92.9%）の一保心理士が行っていない極端な結果が出ている。これも特に力量の問題が内包している可能性が考えられる。

大島ら（2007）の調査では「判定結果の解説（28.1%）」となっており、今回では「いつも」「時々」の人数を足して比較するとほぼ同じ程度になっている。

ウ. 一時保護所内の一般的業務〈質問項目（9）～（12）〉

一時保護所内の業務に関しては、項目によって児童心理司と一保心理士の間で異なった特徴が認められる。一時保護所内の会議には、児童心理司も一保心理士も出ることを大半が重要視している点ではほぼ一致するが、そのほかの項目で児童心理司の意見は、「いつも」「時々」「まれ」「しない」の4つの選択肢に適度に満遍なく意見が分かれているのに対して、一保心理士の実際は項目によって極端に傾向が異なっている。一保心理士の場合、「掃除指導（46.5%）」「幼児の保育（45.2%）」「学習指導（46.5%）」「行事手伝い（59.5%）」がいつもするものとして突出して高く、逆に「宿直（95.1%）」「風呂指導（60.5%）」「洗濯（55.8%）」「通院付き添い（64.3%）」「日記指導（73.8%）」「入退所の付き添いや説明（58.1%）」「書類の作成（60.5%）」は、しないものが多くなっている。

大島ら（2007）の調査ではほぼ同じような傾向が見られるが、「幼児の保育（42.1%）」「掃除指導（35.1%）」は、今回のほうが高くなっているように見受けられる。「幼児の保育」に関しては、若い女性で発達の視点を持つ一保心理士の適性が生かされていると考えることもできる。ただしこれらの項目は、ア. で示された生活場面における心理アセスメントや心理的援助が行われている場面でもあり、認識の仕方の違いである可能性も考えられる。つまり、児童心理司から見ればこれらの業務は当然心理的な視点が入ったア. に分類されるものであるが、一保心理士はその経験の浅さゆえにやっていても認識がもてないか、やるゆとりがない可能性も考えられる。

エ. 児童相談所の心理的業務〈質問項目（13）～（16）〉

児童心理司との連携に関する質問項目はすべて児童心理司からは「いつも」行ってほしいもので

あるが、実際の一保心理士は「しない」ものが30%前後存在する結果となっている。余裕の問題か、力量の問題か、システムの問題かが考えられる。「本来児童心理司がする業務の肩代わり」は、69.0%が「しない」となっているが、これは内容が不明確である影響も考えられる。

大島ら（2007）の調査では「児童心理司の補助（26.3%）」「児童心理司との連絡調整（36.8%）」となっており、今回は関連する項目はどれも「いつも」「時々」の人数を足すと50%前後になることから、昨年よりも向上している可能性がある。

また、1. に示したように一部の一保心理士は「療育手帳判定」や「巡回相談」も行っている。これは兼務などの児童相談所の事情もあると考えられるが、心理職としての育成や児童心理司との連携を深めていく点においては、積極的な意味がある可能性も考えられる。

オ. 児童相談所の一般的業務〈質問項目（17）～（20）〉

児童相談所全般の業務では、児童心理司としては援助方針会議の参加や児童福祉司との連携などにも期待が高いが、援助方針会議参加（32.6%）がかろうじて高いものの、「しない」ものが30～40%存在する結果となっている。特に「一時保護所職員の代表」は「しない」ものが78.6%と大半であり、非常勤職員であること、専門職としての信頼が低い可能性など、まだまだ弱い位置づけであることが示されている。

3. 一保心理士の業務割合について

一時保護所の一保心理士の全業務を100%としたとき、2. で示したア. 一時保護所内の心理的業務（対子ども）、イ. 一時保護所内の心理的業務（対職員）、ウ. 一時保護所内の一般的業務、エ. 児童相談所の心理的業務、オ. 児童相談所の一般的業務とカ. その他の業務がそれぞれ全体に対して何%を占めるのが理想であるかを、児童心理司および一保心理士に回答してもらった結果を表4に示した。アの子どもに対する心理的業務が一番多いのが全体を通した特徴である。また、現在の実際の状況も合わせて一保心理士に調査した

表4 児童心理司から見た理想の一保心理士の業務の割合と一保心理士の理想と実際の割合

全業務を100とした割合	児童心理司から見た一保心理士 理想 (単位:人)						一保心理士 理想 (単位:人)						
	0 %	~25%	~50%	~75%	~90%	平均 %	0 %	~25%	~50%	~75%	~90%	平均 %	
ア. 一時保護所内の心理的業務 (対子ども)	2	9	51	29	7	49.90	0	8	17	11	1	43.24	
イ. 一時保護所内の心理的業務 (対職員)	8	68	22	0	0	17.03	5	28	3	1	0	15.07	
ウ. 一時保護所内の一般的業務	3	77	13	0	1	15.16	1	23	8	3	2	26.76	
エ. 児童相談所の心理的業務	3	84	6	0	0	12.09	4	30	2	1	0	12.84	
オ. 児童相談所の一般的業務	10	79	0	0	0	7.33	7	28	2	0	0	8.99	
カ. その他の業務	16	14	0	0	0	3.00	7	0	1	0	0	6.25	
							一保心理士 現実 (単位:人)						
ア. 一時保護所内の心理的業務 (対子ども)		3	13	13	9	0	32.82						
イ. 一時保護所内の心理的業務 (対職員)		11	25	2	0	0	8.61						
ウ. 一時保護所内の一般的業務		1	16	11	4	6	38.76						
エ. 児童相談所の心理的業務		7	29	2	0	0	10.39						
オ. 児童相談所の一般的業務		9	30	0	0	0	6.82						
カ. その他の業務		7	1	1	0	0	5.78						

結果も表4に加えた。統計的検定（t検定）の結果、「ウ. 一時保護所内の一般的業務」のみに有意差が見られ、一保心理士が平均で10%程度多い割合を占めていることが示された。一保心理士は一時保護所内の心理的業務のウェイトを若干減らして一般的な業務が増えている傾向が見受けられる。なお、実際の状況は、理想とかけ離れてこの傾向が強くなっている。一保心理士の理想の業務状況といえども、「一般的業務」が平均38.76%を占める現実の状況の影響を強く受けている可能性も考えられる。やはり一保心理士がウ. の内容をア. の心理的な業務として認識しにくいか、心理的な視点で行う力量が乏しいためにこのような結果が起きた可能性も考えられる。

4. 一保心理士の本来の役割について〈自由記述の質的分析〉

児童心理司と一保心理士のそれぞれから得た本来の役割は、大まかな分類であるが「心理的なア

セスメント」と「非構造的な心理援助」が多くなっている。この「心理的なアセスメント」は、一時保護された子どもに対する集団内での生活場面をとおした「行動観察」が中心となっている。また、担当する頻度の高い「幼児の保育」の中で、発達や障害に関するアセスメントも期待されているという指摘もあった。「非構造的な心理援助」は、主に生活場面における心理的なケアが多く、直接的に子どもと心理的な視点を持ちながら接することが一番重要であると考えられていることがうかがえる。他にパニックなどの緊急危機介入、安心・安全・信頼感の回復や人権の保障などの内容も見られた。

次には、「構造的な心理援助」と「構造的な心理検査」などが認められる。心理検査に関してはすべきかどうかで意見も分かれるところもあった。「構造的な心理援助」では、被虐待児のPTSD治療や短期療法、集団療法などがあげられ、児童養

護施設に措置された後に施設心理士につなげていくという意見も見られた。

その他「連携・調整」があるが、児童福祉司よりも児童心理司との連携が中心であり、その重要性の指摘はあるものの、児童心理司のほうが一保心理士よりもその思いが強かった。一方で一時保護所職員との連携も強調され、潤滑油としての働きも指摘された。児童心理司とのつながりが強い一保心理士もいるが、むしろ一時保護所という閉鎖空間の中で対職員関係への思いが強い一保心理士もいると考えられる。

5. 児童心理司と一保心理士の共通点と相違点について〈自由記述の質的分析〉

児童心理司と一保心理士の共通点としては、「同じ心理専門職として心理的な視点を持ち、心理的な技法を使ったアプローチや援助を行っていくこと」に集約できると考えられる。

相違点としては、まずフィールドの違いがあげられる。一保心理士は、一時保護所という集団が短期で生活する密度の濃い閉鎖空間の中で、「今ここ」において何をするかに迫られている。これに対して、児童心理司は担当の一人の子どもについて、措置も絡む長いスパンと家族・学校・施設などの外界とのつながりを持つ広い世界の中で、「これまでとこれから」を考えて接していくという点に集約されるように思われる。

児童心理司は少ない出会いの中で「心理検査」などを駆使しながら長期的な展望を模索する。一方、一保心理士は煩雑な事務処理から開放されて集団生活の中でソーシャルスキルやQOLの向上をめざしたり、担当というしがらみのない特殊な存在として生活場面を通して心理的なケアを行っていくと考えられる。この点で児童心理司の見立ての補完を行ったりもできるし、一時保護所職員のコンサルテーションも行いややすくなることが期待される。ただ、表3aの結果にも兆候は見られたが、外との接触が少なく一時保護所にどっぷりとつかりすぎている傾向があり過ぎないかを検討する必要がある。

6. 一保心理士と一時保護所職員との共通点と相違点について〈自由記述の質的分析〉

一保心理士と一時保護所職員の共通点は、「日常生活の中で子どもに対する密なるかかわり」という点に集約できると考えられる。

相違点は、一保心理士の場合は「指導」ではなく心理学的な視点を基礎にした、カウンセリングマインドを持ったサポートィヴなかかわりという点が一番大きかったように感じられる。また、集団の中の個を見る視点や行動観察に見られるような理論的裏づけのあるアセスメントの発想を持つことなども指摘されていた。むしろ児童指導員や保育士よりも少し子どもから距離を置き、担当を持たない間接的な「いとこのお姉さん」のような存在が、子どもたちの息抜きとなったり、自己表現を促しやすくするという意見も見られた。子どもからの距離は一時保護所職員よりも少し遠く、児童心理司よりも近い存在ということが言えよう。

7. 現状での不満および待遇について〈自由記述の質的分析〉

現状の不満や一保心理士の業務に見合う待遇に関しては、「役割が不明確であること」、「常勤でないこと」が中心になっている。役割の不明確さに関しては、「歴史が浅いこと」、「キャリアの少ない若手職員が中心であること」があげられるが、(表3a, 表4)に示したように、心理以外の業務をしている割合が実際は高いことも影響していると考えられる。心理的業務をするのに許可がいるところもあるとのことであり、大島ら(2007)の研究では高い水準で一保心理士が一時保護所に貢献しているとの評価を得ていたが、評価の内容は心理的業務以外の働きに評価が与えられている可能性も否定できなくなっている。

常勤でないことに関しては、「稼働時間の不足」、「人員不足」、「給料の低さ」などの問題があげられるが、待遇が悪いため人材確保が難しく、相対的に力量不足につながっているという指摘が多い。また、このことは研修や人事交流の機会を作れないために経験の蓄積につながらないだけでなく、常勤の児童心理司に対して対等な立場になりにく

いために、連携不足にもつながっていくと考えられる。

やはり、意欲と力量を持った専門職が余裕を持って行うべき業務であると考えられるので、それに見合った身分と待遇を用意するべきではないかと思われる。増え続ける一時保護所のニードからすれば、単に常勤化を図るだけでなく、規模によっては複数配置も積極的に進める必要があると考えられる。

その他では、心理検査や構造的な心理的援助をするための設備不足を指摘する声もあった。

このような不満がある一方で、複数個所で現状に満足という回答が見られている。決して小規模一時保護所というわけではなく、この点に関しては詳しい情報収集も今後必要と考えられる。

8. まとめ

今回の調査票の結果を分析していくことで、大島ら（2007）の調査でおぼろげながら見えてきた一保心理士の実態がかなり鮮明になってきたと考えられる。まだ、全体の6割程度しか配置されていないと推測されるが、その業務内容は児童心理司と一線を画するものであり、児童心理司との適切な役割分担によって、一時保護所の子どもたちに対する手厚い援助が可能となるだけでなく、児童相談所の運営にも十分な貢献が可能であろうと期待される。

一保心理士と児童心理司では理想とする業務のあり方にやや相違が見られた（表4）。自由記述の中にも散見されたが、経験が浅く若い一保心理士が目の前の業務に追いまくられているために、本来の役割、あり方を考えるところに至っていない状態であることが推測される。今回一時保護所が併設されていない、または一保心理士を配置していない、つまり一保心理士に出会っていない児童相談所の児童心理司の意見も含めているが、経験ある心理専門職として児童心理司が考える一保心理士のあり方の意見は重要であると思われる。しかし、一方で一時保護所の現場に常時いるものといないものとの温度差を感じられる結果もあり、一保心理士の生の声も十分に貴重であろう。

これら双方の立場から得た結果を考慮しながら、一保心理士の本来の役割や業務、児童心理司との共通点・相違点を盛り込んだガイドラインの作成が必要と考えられる。

今まで述べてきたように、一保心理士の存在は重要であると考えられるのであるが、その身分・待遇は大半が週3～4日の非常勤職員であり、期待されるほどの十分な働きができるかねるのが現実である。増え続ける被虐待児童への援助のためにもこの一保心理士は、全一時保護所配置→常勤化→複数化へと進めていくことが急務であると考えられる。

なお、本研究ではその待遇上の違いおよび業務上の質の違いにおいて、「児童心理司」と「一保心理士」として名称を区別した。一保心理士の中には児童心理司としてアイデンティティを持つ職員があることも考えられ、今回は2者を明確に分離をして考察したが、将来的には統合されるべき可能性があることも示唆したい。

本研究は、平成18年度厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）「児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究（主任研究者 奥山真紀子）」における分担研究、「要保護児童の一時保護に関する研究（分担研究者 安部計彦）」の一部を加筆修正したものである。調査に協力していただいた児童相談所職員の方々に感謝いたします。

引用文献

- 安部計彦 2006 要保護児童の一時保護に関する研究、平成17年度厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究（主任研究者奥山真紀子）報告書、495-740。
 犬塚峰子 2005 虐待を受けた子どもの心理診断のための半構造化面接法の開発、平成16年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）児童福祉機関における思春期児童等における心理アセスメントの導入に関する研究（主任研究者西澤哲）報告書、5-11。
 児童相談援助指針検討委員会 2005 子ども・家族の

相談援助をするために－市町村児童家庭相談援助指針・児童相談所運営指針－ 財団法人日本児童福祉協会

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 2001 平成13年度
全国児童福祉主管課長会議資料

大島 剛 2006 一時保護中の被虐待児童への心理アセスメントの実際, 神戸親和女子大学人間科学科紀要, 2, 97-103.

大島 剛, 菅野道英, 小川素子 2006 一時保護中の被虐待児童と親の面会に関する調査研究—児童心理司（心理判定員）から見た子ども側の判断基準—, 神戸親和女子大学大学院研究紀要, 2, 1-9.

大島 剛, 高木裕子, 安部計彦 2007 児童相談所一時保護所の心理職のかかわりに関する調査, 子ども

の虐待とネグレクト, 9 (1), 74-78.

高橋重宏, 濵谷昌史, 才村純, 庄司順一, 中谷茂一, 栗原直樹, 加藤芳明, 村田一昭, 前橋信和, 伊藤嘉余子, 坂本正子 2003 チーム研究1子ども虐待に関する研究(6) (主任研究者 高橋重宏) 児童相談所一時保護所の現状と課題に関する研究, 日本子ども家庭総合研究所紀要, 39, 7-46.

高橋重宏, 濵谷昌史, 才村純, 庄司順一, 伊藤嘉余子, 有村大士, 加藤純, 中谷茂一, 村田一昭, 栗原直樹, 加藤芳明, 前橋信和, 坂本正子 2004 研究論文編 チーム研究子ども虐待に関する研究(7) 児童相談所一時保護所の現状と課題に関する研究その2, 日本子ども家庭総合研究所紀要, 40, 7-57.